



平成 30 年 7 月 27 日

各 位

上場会社名 **清水建設株式会社**
代表者名 取締役社長 井上 和幸
上場取引所 東証・名証各第1部
コード番号 1803
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部長
栗本 尚幸
TEL. 03-3561-1111 (大代表)

訴訟の終了に関するお知らせ

平成 26 年 2 月 12 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」及び平成 27 年 6 月 24 日付「訴訟の第一審判決に関するお知らせ」で適時開示した当社を被告とする下記訴訟について、この度、原告との間でお互いに金員やその他の対価を提供せずに全ての訴訟を解決させる合意が成立し、訴訟の終了に至りましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の内容

(訴訟その1)

- (1) 訴訟が提起された日
平成 25 年 5 月 6 日 (ジャカルタ中央地方裁判所が訴状を受領した日)
- (2) 訴訟を提起した者の概要
 - ①名 称 PT. Dextam Contractors (「デクスタム社」)
 - ②所 在 地 インドネシア
 - ③代表者の役職・氏名 取締役社長 Mr. GM Tampubolon
- (3) 訴訟の内容
原告は、当社がインドネシアにおいて原告以外の第三者と事業を行ったこと等が原告に対する不法行為であると主張して、損害賠償等を請求。
- (4) 損害賠償請求額
11 億米ドル (精神的損害 10 億米ドルを含む)

(訴訟その2)

- (1) 訴訟が提起された日
平成 25 年 5 月 6 日 (ジャカルタ中央地方裁判所が訴状を受領した日)
- (2) 訴訟を提起した者の概要
上記訴訟その1と同じ
- (3) 訴訟の内容
原告は、当社が原告から根拠のない支払を受領したこと等が原告に対する不法行為であると主張して、損害賠償等を請求。
- (4) 損害賠償請求額
1.51 億米ドル (精神的損害 1 億米ドルを含む)

(訴訟その3)

- (1) 訴訟が提起された日
平成 25 年 5 月 6 日 (ジャカルタ中央地方裁判所が訴状を受領した日)
- (2) 訴訟を提起した者の概要
上記訴訟その 1 と同じ
- (3) 訴訟の内容
原告は、当社が原告と共同で受注し施工したビルの工事代金の一部の処理等に関して不法行為を行ったと主張して、当社を含む被告らに対して損害賠償等を請求。
- (4) 損害賠償請求額
1.76 億米ドル (精神的損害 1.6 億米ドルを含む)

2. 和解の内容と取下げ手続き

平成 29 年 8 月 8 日に、当社とデクスタム社はお互いに金員やその他の対価を提供せずに全ての訴訟を解決させる合意を結び、この合意に基づきデクスタム社は係属中の訴訟その 1 と訴訟その 3 の取下げを裁判所に申請し、この度、訴訟の取下げ手続きが完了したことを確認いたしました。併せて、当社が保有していた同社株式を原告側に譲渡し、資本関係も解消いたしました。

なお、訴訟その 2 については、平成 26 年 9 月 2 日付でジャカルタ中央地方裁判所がデクスタム社の請求を却下する決定を出しており、デクスタム社はジャカルタ高等裁判所に控訴してはいましたが、当該高等裁判所において平成 27 年 5 月 26 日付でデクスタム社の請求を却下する決定が出され、当該決定が確定しております。

3. 今後の見通し

今回の和解に伴い、デクスタム社への金員の支払いが発生しませんので、当社の業績予想に変更はございません。

以 上